

佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件について必要な事項を定めるものとする。

(措置要件の適用基準)

第2条 措置要領 別表第2第15号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。

なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。

(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 県工事等に関して正当な理由なく落札決定後辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合

2 県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合とは、次の各号のいずれかの事例に該当する場合をいう。

(1) その行為により公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせた場合

(2) その行為により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者が、有資格業者の代表役員等又は一般役員等である場合

(3) (1)から(2)までに掲げる場合の他、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、指名停止を行う必要があると知事が認めた場合

(期間の決定方法等)

第3条 指名停止の期間は、措置要領別表各号の期間（措置要領第4条第1項に該当する場合にあっては、同項に規定する期間。以下同じ。）の短期に、措置要領及びこの基準による加減を加えることにより決定するものとする。ただし、措置要領別表第1第5号から第8号まで（工事等事故）に該当する場合は、この基準の別表に記載した期間を考慮するものとする。

2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号（契約違反）ではなく措置要領別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）によることとし、期間の加減については前項本文の規定を適用する。

(加算措置)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ2か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

(1) 談合決別宣言を行っているとき

(2) 違反行為を主導していたとき

- (3) 独占禁止法違反により刑事告発がなされたとき
 - (4) 措置要領第5条各号のいずれかに該当するとき
 - (5) 発注機関が異なる工事等で違反行為が確認されたとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。
- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき
 - (2) 2以上の契約違反（措置要領別表第1第4号）、不正若しくは不誠実な行為（措置要領別表第2第15号）又は建設業法違反の行為が行われたとき
 - (3) 違反行為が2年以上続いていたとき
 - (4) 建設業法に規定する営業停止に該当するとき
 - (5) 建設業法に規定する営業停止期間の加算に該当するとき
 - (6) 代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき
- 3 措置要領別表第1第2号又は同第3号（粗雑工事等）に該当する場合において、粗雑工事等を原因として工事等の期間中又は工事等の完了後10年以内に事故が発生したときは、当該事故を安全管理の措置が不適切により生じた事故とみなし、この基準の別表に定める期間を措置要領別表第1第2号又は同第3号の期間の短期に加算するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、社会に与える影響が大きく重大又は極めて悪質と認める場合は、加算後の短期の期間が措置要領別表各号の期間の短期の1.5倍を限度として措置期間を加算することができる。ただし、この項の規定による加算後の短期の期間は、措置要領別表各号の期間の長期を超えないものとし、当該長期を超える必要がある場合は、措置要領第4条第4項の規定によるものとする。

（加重等の順序）

第5条 措置要領及び前条の規定による指名停止の期間の加重、加算、短縮又は延長は、次の第1号から第3号までを順に適用することにより行う。

- (1) 措置要領第4条第2項の規定による加重
- (2) 前条の規定による加算
- (3) 措置要領第4条第3項（措置要領第5条第2項若しくは同条第3項による場合を含む。）、第5条第2項又は同条第3項の規定による短縮又は措置要領第4条第4項による延長

（措置の初日）

第6条 指名停止の措置の期間の初日は、指名停止の通知を行った日の翌日とする。なお、その日が佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する県の休日に当たるときは、その翌日以降の県の休日でない日とすることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要領別表第1（県内において生じた事故等に基づく措置基準）の運用

措 置 要 件	期 間
<p>要領別表第1第5号（県工事等 公衆損害事故）</p> <p>ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき</p> <p>イ 公衆に死亡者を生じさせたとき</p> <p>ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき</p> <p>エ 公衆に負傷者（軽傷者）を生じさせたとき</p> <p>オ 公衆に重大な損害を与えたとき</p> <p>カ 公衆に損害を与えたとき</p>	<p>・ 3か月以上6か月以内</p> <p>・ 2か月以上3か月以内</p> <p>・ 1か月以上2か月以内</p> <p>・ 1か月</p> <p>・ 1か月以上2か月以内</p> <p>・ 1か月</p>
<p>要領別表第1第6号（一般工事 公衆損害事故）</p> <p>キ 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき</p> <p>ク 公衆に死亡者を生じさせたとき</p> <p>ケ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき</p> <p>コ 公衆に重大な損害を与えたとき</p>	<p>・ 2か月以上3か月以内</p> <p>・ 1か月以上2か月以内</p> <p>・ 1か月</p> <p>・ 1か月</p>
<p>要領別表第1第7号（県工事等 工事関係者事故）</p> <p>サ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき</p> <p>シ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき</p> <p>ス 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき</p> <p>セ 複数の負傷者（軽傷者）を生じさせたとき</p>	<p>・ 2か月以上4か月以内</p> <p>・ 1か月</p> <p>・ 2週間以上1か月以内</p> <p>・ 2週間</p>
<p>要領別表第1第8号（一般工事 工事関係者事故）</p> <p>ソ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき</p> <p>タ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき</p>	<p>・ 1か月以上2か月以内</p> <p>・ 2週間以上1か月以内</p>

（注） 別表中、重傷とは全治2か月以上をいい、軽傷とは休業4日以上（又は全治15日以上）全治2か月未満をいう。